

関東総合通信

無線局免許承継申請書

提出する日又は投函する日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

1枚あたり480円分の収入印紙を貼付してください。
※印紙税納付計器での納付はできません。
※免許事項証明書1枚あたりの手数料です。免許事項証明書の枚数が不明な場合は事前にお問い合わせください。

収入印紙貼付欄

割印不要

電波法第20条第2項、第4項（分割に係る部分に限る。）若しくは第5項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の3に関する手続）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

合併・分割による承継後の法人または事業譲渡による事業譲渡後の法人が申請者となります。

必ず登記されている本社（本店）住所で記入すること。
工場・支店等では受付不可。
※市区町村コードは住所が記載されていれば省略可

1 申請者

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (102—8795) 東京都千代田区九段南 1-2-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナカントウソウゴウツウシンカブシカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ カントウ タロウ 関東総合通信株式会社 代表取締役社長 関東 太郎
法人番号	

上の段：法人名（商号）又は団体名
下の段：法人又は団体にあつては、代表者の役職及び代表者の氏名

代理人

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 代理人が提出する場合のみ記入 (委任状が必要です)
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	100000001～100000005
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	関K第1号～5号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	総務無線株式会社
⑤ 免許の有効期間	令和5年12月10日

免許記録に記録されている内容を記入してください。

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☒ 無

「無」にチェックしてください。

4 各手続に係る個別事項

☒ 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

1. 関東総合通信株式会社

〒102—8795 東京都千代田区九段南 1-2-1

代表取締役社長 関東 太郎

合併・分割による**承継後**の法人名等

2. 総務無線株式会社

〒102—0074 東京都千代田区九段東 1-1

代表取締役社長 総務 次郎

承継前の現免許人名

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

令和元年10月1日

③ 合併又は分割の理由

経営上の判断による。

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

新法人で引き続き無線局を運用するため。

5 添付書類

全てチェックし、該当する書類を添付してください。

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

☒ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

☒ 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足る書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

☒ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

6 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンブ ムセンカ シンセイトウ クダシナミ 無線部 無線課 申請担当 九段みなみ
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇) ※
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。
※日中連絡が可能な連絡先を必ず記載してください。